

資料8（当日資料）

見附市障害者自立支援協議会設置要綱（平成18年見附市告示第90号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 見附市に居住する障害者（以下「障害者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的に_____</p> <p>_____ 見附市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う_____。</p> <p>(1) 関係者による訪問、相談活動等を通じ、障害者のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握を行う。</p> <p>(2) 多様なニーズを有する援助困難ケース等についてのケアマネジメントを行い、関係機関の間のサービス調整及び協議を行う。</p> <p>(3) 見附市障がい者計画及び見附市障がい福祉計画の評価及び見直しを行う。</p> <p>(4) 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止、解決等の取り組みを行う。</p> <p>(5) その他、障害者福祉の推進のため必要な事業を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 見附市に居住する障害者（以下「障害者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的に、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき</u>、見附市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる<u>事項について協議する</u>。</p> <p>(1) <u>相談支援事業の運営評価に関する事項</u></p> <p>(2) <u>困難事例への対応のあり方に関する事項</u></p> <p>(3) <u>地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項</u></p> <p>(4) <u>地域の社会資源の開発及び改善に関する事項</u></p> <p>(5) <u>見附市障がい者計画及び見附市障がい福祉計画の評価及び見直しに関する事項</u></p> <p>(6) <u>障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止、解決等の取り組みに関する事項</u></p> <p>(7) <u>その他、障害者福祉の推進のため必要な事項</u></p>

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。